（特定銀行代理業者の営業時間等）

第三十四条の五十五　特定銀行代理業者の営業時間は、午前九時から午後三時までとする。

［2・3　略］

4　特定銀行代理業者は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

一　［略］

二　当該営業所若しくは事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定銀行代理業者の所属銀行の営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

5　［略］

6　銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び営業時間を掲示するものとする。

（所属銀行の説明書類等の縦覧）

第三十四条の六十　［略］

［2～4　略］

5　法第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（届出事項）

第三十五条　法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～二十七　略］

二十八　削除

［二十九～三十一　略］

2　［略］

3　法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～二十　略］

二十一　削除

［二十二～二十四　略］

4　法第五十三条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　略］

三　削除

［四～六　略］

（特定銀行代理業者の営業時間等）

第三十四条の五十五　特定銀行代理業者（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。以下同じ。）の営業時間は、午前九時から午後三時までとする。

［2・3　同上］

4　特定銀行代理業者は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示しなければならない。

一　［同上］

二　当該営業所又は事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定銀行代理業者の所属銀行の営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

5　［同上］

6　銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び営業時間を掲示しなければならない。

（所属銀行の説明書類等の縦覧）

第三十四条の六十　［同上］

［2～4　同上］

5　法第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（届出事項）

第三十五条　［同上］

［一～二十七　同上］

二十八　銀行が法第二十条第一項又は第二項及び法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類（法第二十条第三項及び法第二十一条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について縦覧を開始した場合

［二十九～三十一　同上］

2　［同上］

3　［同上］

［一～二十　同上］

二十一　銀行持株会社が法第五十二条の二十八第一項及び第五十二条の二十九第一項の規定により作成した書面（法第五十二条の二十八第二項及び第五十二条の二十九第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について、当該銀行持株会社の子会社である銀行において縦覧を開始した場合

［二十二～二十四　同上］

4　［同上］

［一・二　同上］

三　法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書面（法第二十条第三項及び第二十一条第三項又は第五十二条の二十八第二項及び第五十二条の二十九第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について、縦覧を開始した場合

［四～六　同上］